３　措置の期限　令和８年７月10日
　期限までに措置が行われない場合は、黒部市長又はその措置を命じた者若しくは委任した者が措置を行う。その場合、措置に要した費用を所有者等から徴収する。
４　黒部市役所の掲示場への掲示
　この公告の内容は、黒部市公告式条例第２条第２項に規定する富山県黒部市三日市1301番地の黒部市役所の掲示場において掲示する。

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年六月十九日
札幌市豊平区月寒西四条七丁目四―一〇
E―Terrace1号
Integrity Factory合同会社
代表清算人　袋井　朋栄

解散公告

当社は、令和七年十二月十五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年六月十九日
北海道天塩郡遠別町字本町四丁目九一番地
一九　TSP合同会社
清算人　山下　悟

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年六月十九日
岩手県釜石市小川町二丁目六番四号
株式会社正工務店
代表清算人　佐々木正己

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年六月十九日
仙台市泉区松陵二丁目三〇番地の五
有限会社日本グレーダー興業
清算人　中村　孝木

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年六月十九日
仙台市青葉区北根一丁目一三番一―二一〇四号
株式会社大槻総合研究所
代表清算人　大槻　幸子

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年六月十九日
福島県福島市宮代字瀬戸川五二番地の五
有限会社大橋電気
清算人　大橋　一夫

特定空家等の除却命令の公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第２条第２項及び黒部市空家等の適正管理及び活用促進に関する条例（平成27年条例第39号。以下「条例」という。）第２条第２項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者等を確知できないため、同法第22条第10項及び同条例第19条第２項の規定により公告する。
令和８年６月19日　黒部市長　上坂　展弘
１　建築物の所在等
住所　黒部市植木680番地
構造　木造瓦葺２階建
２　所有者等に命じる必要な措置の内容
１の建築物については、「そのまま放置すれば衛生上有害となるおそれのある状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」に該当しているため、当該建築物や樹木の一部を除却する等安全な措置を行うこと。